

放射線に関する国民の理解の増進に向けたリスクコミュニケーション  
の推進を求める意見書

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から6年半が経過し、県民の不断の努力によって復興・再生に着実な進展が見られる一方、地域により復興のステージが異なり、また、避難生活の長期化に伴い避難者が直面している課題が多様化・複雑化している。当県では、県民が安心して暮らし、子どもを生子、育てることができる生活環境の実現を最優先に取り組んでいるが、国内外の放射線に関する誤った認識から、農林水産業や観光業などの当県の資源に対する風評の影響が非常に大きく、当県の復興・再生を阻害する一因となっている。

そのような状況の中、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律が、本年5月19日に公布・施行されたことを受け、福島復興再生基本方針の改定がなされたところである。

改定された福島復興再生基本方針では、放射線の影響についての国民の正しい理解を増進し、放射線に関する健康上の不安解消、農林水産物等の風評払拭等を図るため、最新情報の国内外への正確かつ効果的な情報発信、リスクコミュニケーションに関する取組の実施等が盛り込まれた。これら放射線に関する国民の理解の増進について責任を持って必要な措置を講ずることとしているが、当県の復興・再生にはこの措置を確実に実施することが必要不可欠である。

よって、国においては、放射線に関する国民の理解の増進に向けて、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」の下で、関係省庁が一体的・効果的な検討を進め、風評の払拭のためのリスクコミュニケーション等の効果的な戦略を早期に取りまとめること。
- 2 当県産農林水産物の安全性や放射線の影響についての正しい理解を増進するため、常に最新情報を国内外へ正確かつ効果的に発信するとともに、諸外国・地域の輸入規制解除に向けた働きかけを強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月4日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
文部科学大臣 宛て  
農林水産大臣  
環境大臣  
復興大臣

福島県議会議長 杉山純一